

# 株式会社太陽ネットワーク物流 環境方針

## 基本理念

当社は、全ての事業活動を通じて、地域社会環境及び地球環境に及ぼす影響に配慮するとともに、あらゆる環境負荷の低減、環境汚染の防止及び資源の有効活用に努めます。

## 基本方針

- ① 環境関連法規制、条例、協定及びその他の要求事項を遵守し、環境負荷の低減、環境汚染の防止に努めます。
- ② 自動車からの排出ガスによる地球温暖化、大気汚染を防止するため、エコドライブの実践、低公害車の導入を推進します。
- ③ 環境教育、啓発活動を通じて全従業員に本方針を周知するとともに、従業員の意識向上を図り、地域の環境保護活動に積極的に貢献します。
- ④ 廃棄物の適正処理、リサイクルを推進します。
- ⑤ 環境目標を定め、定期的に見直すことにより、環境保全活動の継続的な改善に努めます。
- ⑥ 本方針は広く社外に公表します。

# 2025年度 環境行動計画

## 1. 環境保全活動への取組みについての現状把握と課題

(グリーン経営推進チェックリストに基づく現状把握と今後の課題)

### (1) 環境保全のための仕組み・体制の整備

環境方針を策定し、環境保全部管理者及び推進体制を定め、従業員に対して環境関連法規制の内容を伝えるなどしている（レベル1）。

環境保全に関する積極的な取組み項目を定め、管理責任者などの役割や責任権限の明確化をはかり、従業員に対して環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報を定期的に伝えて環境保全意識の向上を図るなど（レベル2）の取組みが必要である。

### (2) エコドライブの実施

省燃費運転研修を実施した経緯があり、効果は表れている。以降に入社した従業員に対しても受講経験を活かして指導する。継続的にエコドライブの実施を推奨していく。

### (3) 低公害車の導入

大型車が中心なのでCNG車、ハイブリッド車の導入は難しいが、最新規制適合ディーゼル車導入を計画的に実施し、代替時には燃費基準達成車、低排出ガス認定車を選択するようにしている。

### (4) 自動車の点検・整備

おおむね各項目ともレベル1の取組みは実施している。

### (5) 廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進

廃棄物処理は適正に実施している。従業員への廃棄物に関する教育も実施している。

### (6) 管理部門（事務所）における環境保全の推進

環境教育を実施し、エコマーク製品の購入、廃棄物分別の徹底、不要照明の消灯などは実行できている。

## 2. 目標

### (1) 環境教育の推進

### (2) 燃費向上：対前年 1%

### (3) 事務所での環境保全の推進

### 3. 目標達成に向けた具体的な取組み内容

#### (1) 「環境教育の推進」に向けた具体的な取組み

点呼時、職場会議時に環境に関する一般的情報（環境問題の世界の現状など）や燃費実績等について、情報提供、教育を行う。

#### (2) 「燃費向上 対前年」に向けた具体的な取組み

- ・ 月次実績の公表、個別指導の実施
- ・ 職場会議の活用
- ・ アイドリングストップの活用
- ・ エコドライブの実践

#### (3) 「事務所での環境保全の推進」に向けた具体的な取組み

- ・ ゴミ分別の再徹底
- ・ 室温調整（エアコン）、節電対応
- ・ 電気使用料の実績把握

2025年4月1日

株式会社太陽ネットワーク物流

代表取締役 仲村 辰巳

## 環境保全活動推進体制



## **環境関連法規制一覧**

- ・ 各法令のより具体的な説明用資料はインターネットなどの資料を適宜利用して下さい。

### **環境基本法**

- ・ 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにします。
- ・ 環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めます。
- ・ これらにより環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### **地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）**

- ・ 地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定します。
- ・ 社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出等を促進するための措置を講じます。
- ・ これらにより地球温暖化対策（防止対策）の推進を図ります。

### **循環型社会形成推進基本法**

- ・ 環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定めます。
- ・ 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにします。
- ・ 循環型社会形成推進基本計画の策定及びその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めます。
- ・ これらにより循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### **エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）**

- ・ 燃料資源の有効な利用の確保のため、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に必要な措置を講じます。
- ・ また、その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講じます。

### **資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）**

- ・ 資源の有効な利用の確保を図ります。
- ・ 廃棄物の発生の抑制及び環境の保全のため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進を図ります。
- ・ これらに関する必要な措置を講じます。

## **国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）**

- ・ 国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めます。
- ・ これらにより環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ります。

## **特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）**

- ・ 特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じます。
- ・ これにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ります。
- ・ このことにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与します。

## **使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）**

- ・ 自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じます。
- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ります。
- ・ これにより生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与します。

## **道路運送車両法**

- ・ 道路運送車両に関し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図ります。

## **自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NO<sub>x</sub>・PM法）**

- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が著しい特定の地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定めます。
- ・ 事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制のための対策を行います。
- ・ これにより、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による対策等と連携して、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全します。

## **廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）**

- ・ 廃棄物の排出を抑制します。
- ・ 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を規制します。
- ・ 生活環境を清潔にします。
- ・ これらにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

## **高圧ガス保安法**

- ・ 高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制します。
- ・ 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進します。
- ・ これらにより公共の安全を確保します。

## **特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）**

- ・ オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制します。
- ・ そのために特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めます。
- ・ また、大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めます。

## **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 13 年 4 月 1 日施行）（東京都 アイドリングストップ条例）**

- ・ 他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定め、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定める等により、都民の健康で安全かつ快適な生活を営めるよう必要な環境を確保します。
- ・ 自動車等を運転するものはアイドリング・ストップを行わなければなりません。
- ・ 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、前条に規定する事項を遵守するよう適切な措置を講じなければなりません。
- ・ 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの提出等の方法により周知しなければなりません。
- ・ 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸をする施設の設置者は、当該貨物自動車のアイドリング・ストップ時における冷蔵機能等を維持するための外部電源設備を設置するよう努めなければなりません。

【整備基準】

	大型・中型	準中型・小型
オイル交換	70,000 km 使用エンジンオイル：DH2 CF4	25,000 km 使用エンジンオイル：DH2 CF4
オイルフィルター交換	140,000 km オイル交換 2 回に 1 回交換	50,000 km オイル交換 2 回に 1 回交換
エアフィルター清掃	現車両には不要	3 ヶ月毎
エアフィルター交換	車検時	車検時
トランスミッションオイル 漏れ点検	3 ヶ月点検時	3 ヶ月点検時
トランスミッションオイルの 交換	150,000 km 車検時	70,000 km 車検時
デファレンシャルオイル漏れ 点検	3 ヶ月点検時	3 ヶ月点検時
デファレンシャルオイルの 交換	150,000 km 車検時	70,000 km 車検時
DPF 酸化触媒等のメンテナ ンス	車検時	車検時
タイヤ空気圧の点検・調整	3 ヶ月点検時 大型 9.0Kpa 中型 8.0Kpa	3 ヶ月点検時 小型 6.0kpa
グリスアップ	3 ヶ月点検時	3 ヶ月点検時
エアコンガス漏れ点検	3 ヶ月点検時	3 ヶ月点検時
黒煙点検	3 ヶ月毎に目視で点検	3 ヶ月毎に目視で点検

## 2025年度 燃費目標（年間平均） （令和7年4月1日～令和8年3月31日）

※エコドライブ(燃費)に関して定量的な目標を設定します。

事業用 種別		2024年度 燃費実績	改善率	2025年度 燃費目標
		A	B	C
ディーゼル自動車	中型車	5.52 Km/ℓ	1.0%改善	5.57 Km/ℓ
	大型車(ドライ)	3.95 Km/ℓ	1.0%改善	3.98 Km/ℓ
	大型車(要冷)	3.63 Km/ℓ	1.0%改善	3.66 Km/ℓ
ガソリン	公用車	11.68 Km/ℓ	1.0%改善	11.79 Km/ℓ

- 1.目標燃費達成の為に、エコドライブの徹底に努めましょう。
- 2.特にアイドリングストップを徹底しましょう。
- 3.燃費改善で地球温暖化防止に貢献しましょう。